

議案第9号

債務負担行為に関する調書

令和7年度魚沼市ガス事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度魚沼市のガス事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ガス導管布設替工事	令和7年度から 令和8年度まで	千円 49,400

令和8年2月18日提出

魚沼市長 内 田 幹 夫

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	損益勘定留保資金
ガス導管布設替工事	千円 49,400	—	千円 —	令和8年度	千円 49,400	千円 49,400